

様式第3号(第13条関係)

会議録

会議の名称	令和6年度第1回朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議	
開催日時	令和6年7月22日(月) 午後2時から3時45分	
開催場所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	委員14名(高野委員長、稲生副委員長、本田(麻)委員、遠藤委員、細川委員、福田委員、川合委員、長井委員、田畑委員、本田(卓)委員、佐々木委員、亀澤委員、大竹委員、富永委員) 欠席者3名(橋本委員、加藤委員、上野委員) 事務局11名(佐藤部長、濱次長、近藤補佐、長尾補佐、荒井係長、吉田係長、矢板橋係長、大野係長、江原主査、海老名主査、田中主事)	
議題	【議題】 (1)第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要について (2)その他	
会議資料	・次第 ・【資料1】朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員名簿 ・【資料2】今後のスケジュールについて ・【講義資料】介護保険制度について	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員長による確認		
傍聴者の数	0名	
その他の必要事項		

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1 開会(司会:大野係長)

◎佐藤部長より挨拶

2 委員委嘱及び委員長、副委員長の選任

◎全委員に対し委嘱書を交付(机上配布)

◎委員長:高野委員、副委員長:稲生委員に決定。

3 講義

◎「介護保険制度について」を題目に高野委員長より講義。

《以下、質疑応答内容》

(本田(麻)委員)

専門的な内容にはなるが、第9期計画の際に訪問介護の報酬は基本的には引き下げられ、加算を取得すれば全体的には上がる形になった。そうすると、訪問介護の事業所は加算が取得できない場合収入が減少することとなり、結果として必要なヘルパーを雇用することができなくなり、倒産に追い込まれる恐れがあることも指摘されている。

事実、4月以降、特に関西地方において訪問介護事業所の倒産の数が増えているという報道もあったが、実際のところどうなのか。関東地方でも何か動きがあるのであればお伺いしたい。

(高野委員長)

私も正直メディアでの情報でしか存じ上げないが、訪問介護事業所の倒産が過去と比較して昨年度後半から今年度にかけての時期において、倒産に限らず、閉鎖が増えていることは間違いない。

御指摘のとおり、基本報酬がマイナスになって処遇改善加算がプラスになった処遇改善加算を着実に取得できる事業所は、一定規模の事業者や、それなりに組織体制・バックアップ体制が整っている大きな法人などであり、地域に根差して小規模で一生懸命運営されてきた訪問介護事業所については、率直に申し上げれば損をする報酬改定だった。そうした事業所を中心に撤退や倒産、閉鎖などが今後増加していくことは間違いないと思われる。

訪問介護、また介護保険という制度は、これまでも在宅生活の支援を中心に考えられてきたが、その意味で、最も重要になるのはケアマネジャー、そして訪問介護であるが、特に訪問介護については、この度の制度改正は苦しいものとなってしまった。

政府としても、嫌がらせてマイナス改定としたわけではなく、一定の理由の上で改正したものであろうが、現場としては悪影響が出てくることは確かである。

事務局の見解もお伺いできるか。

(事務局:長尾補佐)

訪問介護については市が指定できるものではないため、直接的な動向は把握できないが、高野委員長や本田委員の御指摘のとおり、小規模で運営する訪問介護は加算の取得が困難な状況にあり、国では加算を取得すれば他のサービスよりも報酬が大きくなるという一定の配慮をしているようだが、小規模の事業所にまで反映される内容ではないものと認識している。

(佐々木委員)

委員長に伺いたいですが、医療や介護サービスの改革において、生産性という言葉が頻出しているが、現在、日本人は介護職に就く方が少なく、介護人材はかなり厳しい状況にあるという認識で合っているか。今般、外国人が増えてきていて、朝霞市の状況は不明だが、神奈川県はベトナムをはじめとする相当数の外国人がいる。外国人の活用という点については生産性の向上として見込めるものなのか。

(高野委員長)

外国人の介護人材については、国内での人材が不足しているため、外国人に期待をして、その受け入れ環境を整備するという意味で、生産性向上とは少し異なる考え方となる。ただ、生産性向上および人材不足については、一層後押ししていく必要がある部分と、処遇改善を図り、国内に来訪する外国人を増やすという面がある。

(佐々木委員)

もう1点伺うが、介護給付の見直しに関連して、要介護2までの訪問介護、通所介護は総合事業に移行するという話もある中で、私の知人でも小規模の通所介護を経営する方が多い。話を聞くと、この先デイサービスを運営できるのか、かなり心配をしているが、その辺りはどうお考えか。通所介護の事業所が総合事業で運営していくことはやはり難しい問題なのか。

(高野委員長)

そのとおりである。余程上手に運営していかないと、維持していくことさえ困難であると考えている。

次の制度改正に向けて、今後国でどのような検討がなされるか注目したいが、政府の狙いは、どこまでが軽度なのか、特に認知症の方を含めると、要介護認定だけで軽度、重度を測るわけにはいかないところがあるが、軽度の方に関しては、ボランティアや制度外のNPO法人の支援等、別の支援に期待をするという意味を含有して要介護2までを総合事業に移行するという話が出ているように考えている。

また、万が一その方向で決まるのであれば、朝霞市でも、志のある方々をコーディネートして、事業にまでならずとしても、何か取組を促進していくことを検討する必要があると思う。いずれにしても介護事業所にとっては総合事業で運営が成り立つということは難しいものとする。

(佐々木委員)

御指摘を踏まえると、現在、小規模で通所介護を経営している方々にとっては、この先どうすれば良いかと不安になる。経営のみを考慮するのであれば、重度の方を積極的に引き受けられる

体制にする必要があるのか。

(高野委員長)

そのとおりだが、現在、認知症対応のグループホームや有料老人ホームなどに入所している方が多く、自宅で暮らす重度の方は恐らく少なくなっていると思う。したがって、デイサービスで重度の方を引き受けるということが難しい状況になっていることも確かだと考えている。

加えて、認知症基本法が本年4月から施行され、基本法のため直ちに何かが変わるわけではないが、恐らくこの先、認知症の方への対応というものが介護保険・医療保険制度の中で非常に重視されていく流れになることは間違いないと考えている。

(本田(卓)委員)

訪問介護などの総合事業への移行に関連した話で、高野先生も以前御指摘されていたサービス付き高齢者向け住宅で、囲い込みと呼ばれたりするが、報酬改定も訪問介護が一律に扱われており、自宅に1件1件訪問する事業所は大変苦しい状況になっている印象がある。ケアマネジャーの立場としても、こうしたサービスが減少していくことは非常に厳しい。現場で最も大変なサービスは訪問介護である。市としてどうしていくということは難しいかと思うが、前回伺った際には、朝霞市は訪問介護を大事にしたいという話もあったため、制度の動向を見ながら、きめ細かに対応していただければと思う。

また、訪問介護と通所介護の総合事業への移行については、第10期までにという具体的な文言が出ている中で高野委員長にお聞きしたいのは、資料上「必至」と記載してあるが、実際、移行するというのは既定路線なのか。

(高野委員長)

私が「必至」と記載したのは、今までの社会保障審議会や介護保険部会、また財務部局等の様々な報告書の文面が、これまでは引き続き検討と記載されてきたものが、少し変わってきた印象があったためである。

2割負担の話にしても、ケアプラン作成の自己負担にしても、2027年度の前までに結論を出すという明確な言い回しに変わってきたため、実現可能性としてはこれまでよりも高いと見込んでいる。これは介護の関係者や見識者等々同様の見解を示している。

#### 4 議題

(1) 第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要について

(高野委員長)

第9期計画の概要について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局:荒井係長)

既に御承知の方も多くいらっしゃると思うが、今回から新たに委員を務められる方もおられるため、改めて当計画がどういう計画で、何に基づき策定しているものなのかを簡単に説明させていただく。

第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の冊子をお手元に御用意いただきたい。この計画は、昨年度、本会議において、委員の皆様の御審議を踏まえながら策定した計画である。

計画冊子の1ページ、第2節計画の法的位置付けと書かれた箇所を御覧いただきたい。「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、「老人福祉法」と「介護保険法」の2つの法律に基づき、すべての市町村で3年を1つのサイクルとして策定することが義務付けられている計画となっている。

簡潔に申せば、朝霞市に住む高齢者に対して、この先3年間でどのような取組、施策を行っていくか、また、介護保険料をどの程度に設定して介護保険事業を運営していくか、ということをもとめた計画となっている。

2ページを御覧いただきたい。介護保険制度が創設された平成12年度以後、国の制度改正等を踏まえながら、計画を策定してきた経緯を示しており、現在、令和6年度を初年度とする第9期目の計画を策定したところである。今後は、令和9年度を初年度とする第10期計画について、皆様とともに策定していくこととなる。

3ページを御覧いただきたい。これまで朝霞市が目指してきたものとして、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7年、つまり来年と、団塊ジュニア世代のすべてが65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎えると予測される令和22年、今から16年後の未来を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け取り組むとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して人生の最期まで尊厳を持って暮らすことができる地域共生社会の実現を目指してきた。

なお、前期計画となる第8期の計画で目指してきた3つの施策目標については、記載のとおりである。

この第9期計画では、これまで目指してきた地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現に向けた各種取組をさらに深化させるとともに、高齢化の進展に伴う多様な介護ニーズに対応した高齢者福祉施策の取組の推進を目指していくこととしている。

ここから計画の具体的な内容について説明する。高野委員長長の講義にて、制度全般について御説明いただいたため、一部説明は割愛するが、まずは本市の現状と今後について少し触れさせていただく。

56ページを御覧いただきたい。上段のグラフには、朝霞市の総人口と高齢化率の推計について、各年1月1日時点を基準に掲載している。令和6年の朝霞市全人口に占める65歳以上の高齢者の割合は19.7%、朝霞市民の約5人に1人が高齢者となっている。

本市は、埼玉県内63の市町村の中でも、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合が多いことから、今後すぐに高齢化率が上昇するとは見込んでいないが、高齢者人口は着実に増加し、同じグラフにある令和22年(2040年)には、高齢化率は27.0%、朝霞市民の約4人に1人以上が65歳以上の高齢者になると見込んでいる。

次に、58ページの上段のグラフを御覧いただきたい。皆様も耳にしたこともあると思うが、要介護認定、いわゆる要支援1や要介護5などの要介護認定者数の現状と今後のグラフである。先程御説明したとおり、高齢者人口が増えると、介護が必要な高齢者も増加することが見込まれている。

また、59ページの下段には、要介護認定者のうちの、認知症高齢者の人数を掲載しているが、要介護認定者数が増加傾向にある一方で、認知症高齢者数は減少傾向にあり、要介護認定者

数に占める認知症高齢者の割合も低くなっている。

しかしながら、認定申請をされていない方の中にも認知症状を有する高齢者が存在するため、実際の認知症高齢者数はさらに大きくなるものと考えられ、高齢者の人口は確実に増加することが見込まれていることから、高齢者の方が元気で、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるような取り組み・支援が必要になってくる。

9ページを御覧いただきたい。以上のことを踏まえ、基本理念は、「互いに支え合い いつまでも自分らしく笑顔で暮らせるまち 朝霞」とし、基本目標としては、「地域包括ケアシステムの深化・推進 地域共生社会の実現」とした。

10ページを御覧いただきたい。第9期では、これまでの取り組みから見えた今後の課題や将来の介護ニーズの変化等を踏まえ、本計画では4つの施策目標を掲げ、施策を体系的に整理している。

はじめに、施策目標Ⅰ「介護予防・健康づくりの推進」では、ICTの活用も含め、高齢者の健康づくりや介護予防に取り組むことで元気高齢者を増やす地域社会の実現を目指していく。

続いて、施策目標Ⅱ「見守り・生きがいつくりの推進」では、これまで築いてきた見守りネットワークをさらに充実するとともに、高齢者の交流機会や社会参加の場を創出し、高齢者が生き生きと暮らし続けられる地域社会の実現を目指していく。

11ページを御覧いただきたい。施策目標Ⅲ「本人と家族を支えるサービスの充実」では、将来の介護ニーズを見据えた計画的な介護サービス基盤の整備を進めていくことで、誰もが安心して暮らし続ける地域社会の実現を目指していく。

施策目標Ⅳ「高齢者支援体制の充実」では、重層的かつ包括的な支援体制を整備し、みんなで支え合いながら、いつまでも幸せに暮らし続けられる地域社会の実現を目指していく。

これら4つの施策目標を掲げたが、本計画から新たに、特に改善、強化する必要がある取組を明確にし、実効的な計画にするため、4つの重点課題を設定した。

14ページを御覧いただきたい。重点課題の1つ目、「一般介護予防事業の強化」では、一般介護予防事業の各事業を展開し、関連する各取組の拡充を図ることで、より多くの高齢者に参加していただき、健康で元気な高齢者を増やし、活気のあるまちづくりを目指すこととしている。

続いて、重点課題の2つ目は「高齢者の社会参加の促進」である。本計画策定に先立って行った各種アンケート調査の結果で、外出機会の少ない高齢者ほど健康状態がよくないことが確認されたことから、そうした方々の外出する機会を増やし、再び社会や人との関わり合いを持ち、いつまでも健康で元気に過ごせるよう、様々な交流場所や地域活動を充実することとしている。

15ページを御覧いただきたい。重点課題の3つ目、「在宅サービス基盤の充実」では、介護を必要とする方が、自宅で安心して本人が望む生活を支え続けられるよう、市民ニーズを踏まえ、将来推計に応じた必要な在宅サービスを適切に整備することとしている。

最後に、重点課題の4つ目、「重層的支援体制の整備」では、市民の抱える課題が複雑化、複合化し、従来の支援体制では対応することが困難なケースを支援するため、既存の支援機関等の機能や専門性を活かしつつ、相互連携を強め、各分野別の支援体制では対応しきれないような問題や課題に対応できるよう、包括的、重層的な支援体制を構築していくこととしている。

なお、具体的な施策については、17ページから39ページにわたり、計34個の施策を位置付けており、今後3年間は、本計画に基づきながら各種施策について、推進していくこととなる。

以上が、高齢者福祉計画に関する概要であるが、引き続き、介護保険事業の概要について説

明させていただきます。

(事務局：吉田係長)

引き続き、介護保険事業の概要について、第9期期間中の介護保険料を中心に説明する。高野委員長の御説明や高齢者福祉計画に係る説明の中でも介護保険料についての説明があったため、介護保険制度について、改めての説明という部分もあるかと思うが、お聞きいただけると幸いである。

介護保険とは、介護が必要となった方が地域で安心して暮らしていくための社会保障の制度のことを指し、市区町村が運営するもので、40歳以上の方が加入して保険料を納めている。ここでは介護保険制度の中で検討の中心となる第1号被保険者の介護保険料について、どのように算定をしているか算定の基準についての概要を説明する。

41ページを御覧いただきたい。第1号被保険者の保険料の算定手順についての概要を示しており、令和3年度から令和5年度までの過去3年間の実績を基に、令和6年度から令和8年度までの介護保険サービスの利用者数や提供量に応じて支払われる総給付費の推計を行って算定を行っていることを示している。

具体的な手順としては、はじめに、①被保険者人数の推計として、今後3年間の65歳以上の被保険者人数の推計と、②要支援、要介護認定者数の推計を行う。

次に、③介護保険サービス量の推計として、過去の各サービスの利用実績や将来の認定者数及び施策展開による各サービスの利用推移等の予測を基に、各年度、それぞれのサービスごとの利用人数及び利用回数(介護保険サービス量)を推計し、その数値を基に④総給付費の見込み額を算出する。

その後、⑤第1号被保険者の介護保険料負担額の推計を行い、⑥保険料基準額の算定として、第1号被保険者の所得の分布状況などに基づき算出した保険料収納必要額を被保険者数で除することなどにより、保険料基準額を算定する流れとなっている。

先程高野委員長より御説明もあったが、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料は、加入する医療保険のグループにより振り分けられる形で、サラリーマンや公務員などが加入する健康保険組合や共済組合、自営業者などの国民健康保険など、それぞれの保険料と一括して支払われる仕組みとなっており、保険料は機械的に定められる形となっている。

続いて、49ページを御覧いただきたい。第1号被保険者の介護保険料の算定手順を、さらに細かく説明したものである。

先程来申し上げているとおり、介護保険料は3年ごとに見直しをするもので、第9期計画期間中の令和6年度から8年度までの3年間における朝霞市の介護保険料基準額は、一番下に記載のとおり、年額で78,600円となっている。

既に報道などで御承知の方も多いかと思うが、全国的に介護保険料は制度開始となる平成12年以後右肩上がりとなっており、朝霞市も例外なく上昇し続け、現在、朝霞市の介護保険料は埼玉県内で2番目に高い保険料設定となっている。

大きな理由としては、他の自治体よりも低所得者に配慮した設計としていること、また、過去の実績から介護サービスを必要量が多くなることが推計されていることが主な理由として挙げられる。

細かい算定手順について説明させていただくが、少し複雑な内容もあるため、大まかにでも御

理解いただければと思う。

まず、項目Aと書かれた標準給付見込額とBの地域支援事業費見込額の合計が、この3年間で必要と見込まれる介護保険事業の総額である。一言で申せば、AとBは、今後3年間に利用される介護サービスや、地域包括支援センターの運営に関する費用などの総額と捉えていただきたい。

なお、項目AとBを算出するに当たっての具体的な数値については、計画の42ページから44ページに今後3年間の介護サービスの利用者数や利用回数の見込みを明記しており、46ページから48ページには、その見込み量に応じて必要となる費用の推計を明記している。

49ページに戻り、続いて、項目Dの調整交付金不足額について説明するが、調整交付金そのものについては、75歳以上となる後期高齢者や高所得の高齢者の割合、介護サービスの利用状況など、市町村によって差があることにより生じる、保険料の収入格差を平準化するために国から交付されるものである。

介護保険事業の必要額となる項目AとBの合計額のうち、その5%が調整交付金に相当するが、朝霞市は全国と比較して年齢構成が若いことなどから、交付率が5%よりも低い割合で算定されている。

そして、その5%に満たない分の金額のことを調整交付金不足額と呼び、この不足額は第1号被保険者の保険料で賄うこととなっている。

したがって、AとBの合計額の23%と、Dの額を合算した金額が、65歳以上の第1号被保険者に負担していただく保険料となり、そこからGの介護保険給付費支払基金取崩額やHの保険者機能強化推進交付金等見込額、国からの交付金収入を差し引いた金額が保険料収納必要額となる。

最後に、この保険料収納必要額にIの予定保険料収納率を除し、さらにJの補正第1号被保険者数で除した金額が介護保険料基準額の年額となり、年額78,600円、月額にして6,550円と算定している。

以上が介護保険料を算定する流れとなるが、この算定手順については、各項目に自治体ごとの金額の差はあるものの、国に定められる制度のため、基本的に全国共通の算定手順となっている。

続いて、51ページを御覧いただきたい。先程、高野委員長よりも説明があったが、朝霞市の所得段階における金額の一覧である。この第9期期間中において、朝霞市では第8期までは13段階であったものをさらに多段階化し、18段階に設定をした。これは、国が基準とした標準段階について、第8期までは9段階であったものを13段階に多段階化したことを参考にしたものである。

先程申し上げた、介護保険料の基準額の年額78,600円は、第5段階に当たる。この第5段階を基準に、一定の割合を掛けることで各段階の保険料を算出している。

第8期まで13段階であった保険料を、第9期から18段階へ多段階化したことにより、高所得者の保険料を高く設定させていただいているとともに、その分低所得者の保険料上昇を抑制している。

また、第1段階から第3段階までの低所得者の保険料については公費による軽減があるが、朝霞市ではさらに市独自に割合を低く設定し、他の自治体よりも低所得者に保険料の上昇を抑制する配慮をした設計をしている。

説明が少し長くなったが、今後は、令和9年度から11年度までの介護保険料について、国の方針、また、この会議での審議を踏まえながら、皆様とともに検討してまいりたいと考えている。

以上で、介護保険事業の概要についての説明を終わる。

(高野委員長)

説明に感謝申し上げます。第9期計画のポイントについて説明いただいたが、只今の説明に対し質疑等あるか。

—————質疑なし—————

(高野委員長)

では、次の議題に移る。議題(2)その他について、事務局から説明をお願いしたい。

議題(2)その他

(事務局:矢板橋係長)

今後のスケジュール及び各種通知、資料等の送付について説明する。

資料2を御覧いただきたい。まず、令和6年度における推進会議の開催については、今回を含めて2回を予定している。3年前、現行の第9期計画を策定した令和3年度は3回の開催を予定していたが、3回目の会議が雪の影響で中止となったことから、2回の開催となった。令和6年度においては、令和3年度における2回目と3回目の会議内容を合わせた形での議題とさせていただければと考えている。なお、次回開催時期については、令和7年1月下旬から2月下旬を予定しているため、具体的な日時等の詳細が決まり次第、委員の皆様には改めて御連絡させていただく。

続いて、次年度以降の会議開催につきましては、基本的には、第9期計画策定時の令和4年度、令和5年度と同様のスケジュール間で進めていきたいと考えており、令和7年度にはアンケート調査の作成、実施を中心に行い、令和8年度には第9期計画の振り返りをはじめ、第10期計画の素案を中心を実施していきたいと考えている。

次に、各種通知、資料等の送付について説明する。表題で「資料等の送付方法及び連絡先の確認について」と書かれた書類についてだが、推進会議では、これまで委員の皆様には紙媒体で開催通知及び会議資料を郵送していたが、デジタル化の推進として、今後は、開催通知については、原則、メールにて通知させていただくため、御理解と御協力をお願いしたい。

また、会議資料については、これまでどおり、紙媒体の郵送か、若しくは、パソコンやタブレットの使用により紙媒体が不要な方にはメールでデータをお送りするため、お手数だが、お手元の書類の「(1)会議資料の送付方法」にて御希望の送付方法を選択し、(2)開催通知等の送付に係る連絡先(メールアドレス)に記載されたメールアドレスにお間違いがないか御確認をいただき、お帰りの際に事務局へ御提出をお願いしたい。

また、連絡先が空欄になっている方については、メールアドレスを御記入の上、御提出をお願いしたい。

簡単ではあるが、説明は以上である。

(高野委員長)

説明に感謝申し上げます。只今の説明に対し質疑等あるか。

————質疑なし————

(高野委員長)

委員の皆様から何か報告等あるか。

————報告等なし————

(高野委員長)

それでは以上をもって、すべての議題を終了したため、これにて議長の任を解かせていただく。  
円滑な進行に御協力いただき、感謝申し上げます。

## 5 閉会

(司会:大野係長)

議事進行に感謝申し上げます。

以上で本日の会議を終了する。本日は長時間にわたり御協議いただき、感謝申し上げます。